

上級会員規程

2013年7月16日制定

(目的)

第1条 本会活動への永年の貢献に感謝するとともに、一層の継続的な貢献を促進するために、上級会員制度を設ける。

(資格)

第2条 正会員として15年を経過した65歳以上の者を上級会員と称する。

注) 上級会員は、呼称であって、会員種別ではない。

(年会費の減免)

第3条 上級会員のうち常勤職を持たない者が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合は、年会費を半額に減免する。

注) 減免申請がない場合には、通常通りの正会員年会費とする。

第4条 減免申請は、学会が指定する期日までに行うことを要する。

注) 年会費納入後の減免申請や過年度の減免申請は認めない。

(附則)

1 本規定に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。

2 本規定は、2013年7月16日から実施する。

3 本規定を変更する場合は、理事会の議決を経る。